令和８年度

第１回 山口県最低賃金専門部会

令和８年７月 31 日（金）
第 450 回山口地方最低賃金審議会終了後
山口地方合同庁舎２号館５階共用会議室

議　　題

１　部会長及び部会長代理の選出について

２　山口県最低賃金の改正決定について

３　その他

資　料　目　次

１　令和８年度 山口県最低賃金専門部会委員名簿

２　生活保護関係資料

令和８年度 山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会 委員名簿

区分	氏　　名	現　　職
公益代表委員	いしい　ゆり 石 井　由 理	国立大学法人山口大学名誉教授（前副学長）
	じんぼ　かずゆき 神 保　和 之	元 山口朝日放送株式会社常勤監査役
	なんば　としみつ 難 波　利 光	周南公立大学人間健康科学部教授
労働者代表委員	かわの　ひでき 川 野　英 樹	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	ふじおか　しんご 藤 岡　慎 吾	ＵＡゼンセン山口県支部主任
	みなと　けいすけ 港　圭 介	マツダ労働組合　執行委員　職場活動局室長
使用者代表委員	くらふじ　ともあり 藏 藤　共 存	山口県商工会連合会専務理事
	こんどう　かずひこ 近 藤　和 彦	山口県中小企業団体中央会専務理事
	みやもと　みちひろ 宮 本　道 浩	山口県経営者協会専務理事

（敬称略・５０音順）

山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

１　山口県最低賃金額（令和７年 10 月１６日改定分）

（１）比較する最低賃金額は１時間 1,043 円。

（２）生活保護費は月額であるため、最低賃金額に１月の所定労働時間である 173.8 時間（40 時間/週×52.14 週/年÷12 か月）を乗じることにより月額換算をしている。

（３）生活保護費には税金等はかからず、最低賃金額から税・社会保険料等を控除した手取り額と比較する必要があるため、可処分所得割合は 0.824（前年度は 0.807）を乗じて算出している。

（４）山口県最低賃金で１か月働いた場合の収入（手取り額）は、

1,043 円/時間×173.8 時間×0.824＝149,369 円

２　山口県における生活保護費（**令和５年 10 月改定分**）

（１）若年単身（18～19 歳、単身世帯）を対象として算出

（２）県内級地別人口（令和２年国勢調査（人口等基本集計））

１級地　　：　　0 人
２級地－1：　449,017 人（下関市、山口市）
２級地－2：　543,214 人（宇部市、防府市、岩国市、周南市）
３級地－1：　329,633 人（萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市
　　山陽小野田市、和木町、田布施町、平生町）
３級地－2：　20,195 人（周防大島町、上関町、阿武町）
計　1,342,059 人

（３）生活保護費は「生活扶助基準（第 1 類費及び第 2 類費基準額の合算額＋第 2 類費冬季加算＋期末一時扶助費）＋住宅扶助実績値」で算出している。

（４）第１類費、第２類費及び期末一時扶助費については、地域によって金額が相違しているため、人口加重平均で算出している。

（５）第１類費及び第２類費（冬季加算を除く）

２級地―１：　72,430 円、２級地―２：　71,460 円
３級地―１：　70,080 円、３級地―２：　67,740 円
人口加重平均による合計額　　71,389.6 円・・・①

（６）冬季加算地区はⅥ区（11 月から３月までの５か月間）

加算額：2,630 円
１か月平均額　1,095.8 円・・・②

（７）期末一時扶助費（１か月平均）

２級地―１：　12,880 円、２級地―２：　12,250 円

３級地―１：　11,610 円、３級地―２：　10,970 円

人口加重平均による１か月平均額　1,023.7 円・・・③

（８）住宅扶助実績値は「令和６年度被保護者調査 年次調査（個別調査）第３-10 表」のデータを使用し、１世帯当たりの住宅扶助の値を算出する。

また、山口県においては、下関市における当該値が独自に定められているため、世帯加重平均で算出している。

山口県（下関市除く）：　18188.0 円（6,933 世帯）

下関市：20011.4 円（2,509 世帯）

世帯加重平均額　18672.5 円・・・④

（９）山口県における生活保護費

生活扶助基準（①＋②＋③）＋住宅扶助実績値（④）

＝　73,509.1 円＋18672.5 円　＝　92,182 円

３　山口県最低賃金と生活保護費との比較

山口県最低賃金と生活保護の差額は、

山口県最低賃金（手取額）―生活保護費＝149,369 円－92,182 円＝57,187 円

となり、山口県最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って１時間あたりとし、0.824 で割って手取り額から額面に換算すると

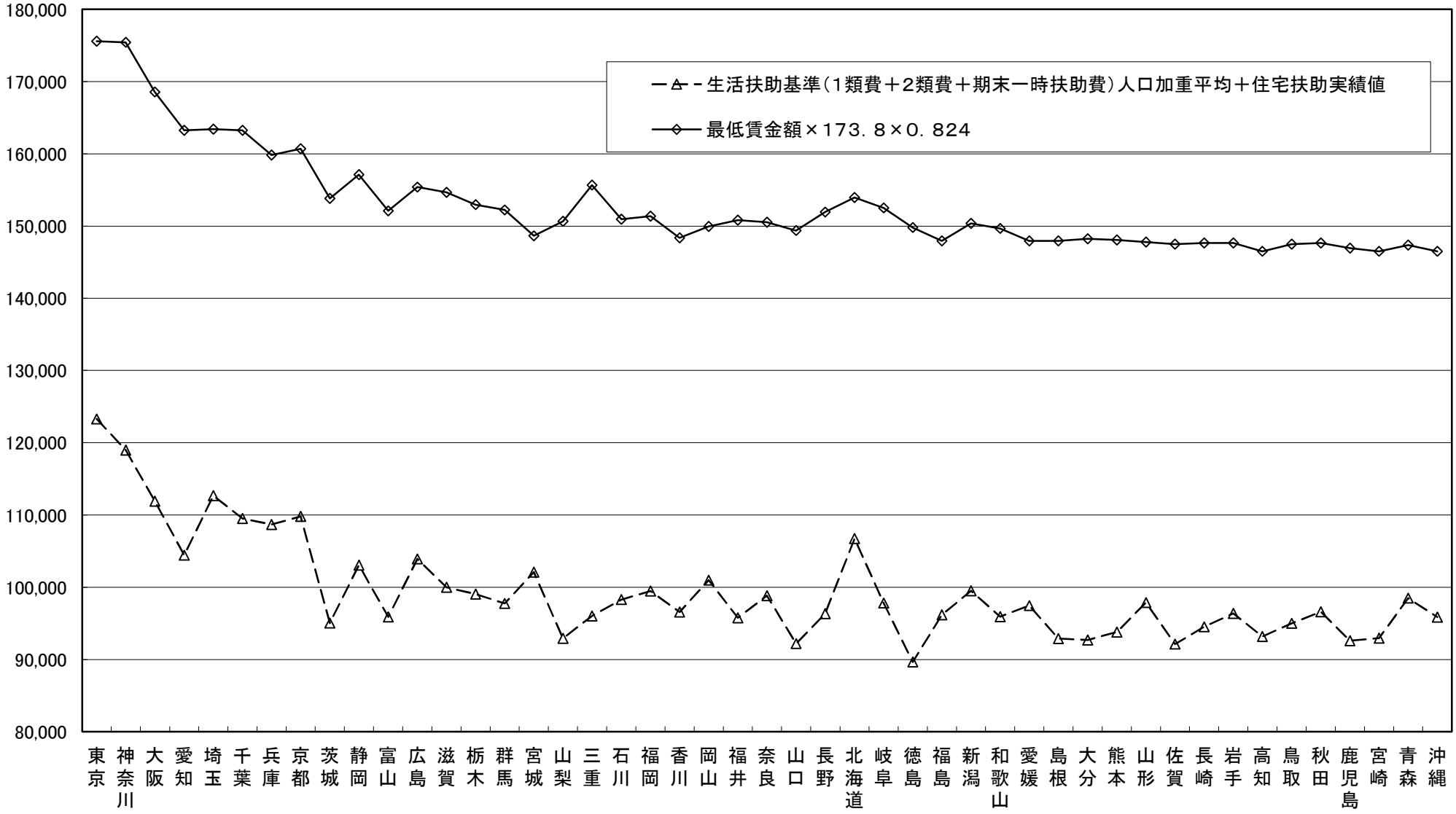
57,187 円÷173.8÷0.824＝**399 円/時間**（小数点以下四捨五入）

となる

2025年度最低賃金
改定額反映

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2024年度、最低賃金のデータは2025年度のものである。
注4）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。
なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。